

了、今社に就て之を嘆息の甚しう人要求せしむる様ありしか今社側
に於ては定股の多寡に感念あり職工優遇の事上等位事の解雇
に當り他今社に協比し下位より上等位に或務分也増額を以て之を
経るに於て嘆息決定せん状態あり。

二、交渉顛末

十日張工の協比交渉の時限化上即松井先生の助(親友社長)
吉川武甫、土田知流、旋盤印技研信第(交友社長)
其、他古名ハカ七工場代表に古谷工場に他を嘆息書り提出しハ
日七日回花一トナリ金見り終り。

嘆息 書

今社に却るる人解雇に六方記者通し出支給金事交
一、一ヶ月勤賃者三十五日終五十分但し六ヶ月以上

一、一ヶ月勤賃者三十五日終五十分但し六ヶ月以上

二、一ヶ月勤賃者三十五日終五十分但し六ヶ月以上

三、解雇の場合ハ十四日、若し罷去るに下但し予先本場合ハ日終

十四日分ヲ加フ

四、依款退職の場合ハ前項の事當り三分二

五、帰玉旅費 妻帯者三ヶ月、

獨身者松玉内

右五ヶ条ハ八月才ハ 九七工場一同

(八月十四日報)